

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第13期第1四半期)

自2024年1月1日

至2024年3月31日

H m c o m m株式会社

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期財務諸表	12
(1) 四半期貸借対照表	12
(2) 四半期損益計算書	13
第1 四半期累計期間	13
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸殿
【提出日】	2024年9月20日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	Hm c o mm株式会社
【英訳名】	Hmcomm Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 三本 幸司
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目11番1号
【電話番号】	03-6550-9830（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 木野 英明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門二丁目11番1号
【電話番号】	03-6550-9830（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 木野 英明

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期累計期間	第12期
会計期間	自 2024年1月1日 至 2024年3月31日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
売上高 (千円)	186,507	801,196
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△8,261	87,098
四半期純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△3,622	69,738
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	90,000	90,000
発行済株式総数		
普通株式	1,101	1,101
A種優先株式 (株)	178	178
B種優先株式	375	375
C種優先株式	225	225
純資産額 (千円)	1,364,947	1,368,569
総資産額 (千円)	1,537,920	1,529,107
1株当たり四半期純損失 (△) 又は1株当たり当期純利益 (円)	△1.65	—
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	88.7	89.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益については、優先株主に対する優先配当額を当期純利益から控除して算定しております。優先配当額を控除した結果、第12期の普通株式に係る当期純利益はゼロとなっております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第12期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第12期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 当社は、2024年6月14日開催の取締役会決議により、2024年7月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

#### (1) 財政状態の状況

##### （資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産合計は1,492,636千円となり、前事業年度末に比べて3,525千円増加しました。これは主に、現金及び預金が30,611千円増加した一方で、売掛金及び契約資産が22,583千円減少、その他流動資産が4,607千円減少したことによるものであります。また、固定資産合計は45,284千円となり、前事業年度末に比べて5,287千円増加しました。これは主に、投資その他の資産が6,107千円増加したことによるものであります。この結果、資産合計は1,537,920千円となり、前事業年度末に比べ8,813千円増加しました。

##### （負債）

当第1四半期会計期間末における流動負債合計は136,473千円となり、前事業年度末に比べて13,935千円増加しました。この主な要因は、買掛金が23,984千円増加した一方で、未払金が4,269千円、未払法人税等が2,624千円、未払費用が2,553千円減少したことによるものであります。また、固定負債合計は36,500千円となり、前事業年度末に比べて1,500千円減少しました。これは長期借入金の返済によるものであります。この結果、負債合計は172,973千円となり、前事業年度末に比べて12,435千円増加しました。

##### （純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は1,364,947千円となり、前事業年度末に比べて3,622千円減少しました。これは四半期純損失の計上に伴い、利益剰余金が3,622千円減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は88.7%（前事業年度末は89.5%）となりました。

#### (2) 経営成績の状況

2024年の日本経済は緩やかな回復基調が続いており、日本銀行では長らく続いたマイナス金利政策を解除するなど日本経済の正常化に向けた動きがみられます。一方で、ロシアやウクライナ等の海外情勢の緊迫化や、世界経済と日本の金利差等の要因から1ドルが160円を付けるなど金融資本市場の急激な変動に十分注視する必要がある経済動向となっております。

このような経済環境の中で、当社は、「音から価値を創出し、革新的サービスを提供することにより社会に貢献する」を経営理念に掲げ、産総研技術移転ベンチャー称号の獲得を契機に、「音」に着目したAIの研究・開発を行い、その成果を社会実装していくことを目指してまいりました。また、社名の由来ともなっているHuman Machine Communicationの実現により、新しい社会を自ら創造することを企業課題としております。

当社では『AI×音』サイエンス事業として、コンタクトセンター向けAI音声認識プロダクト「Voice Contact」や、AI音声自動応答プロダクト「Terry」、AI議事録自動作成プロダクト「ZMEETING」、AI異音検知プロダクト「FAST-D」等の自社開発製品・サービスの提供、販売事業自社製品を提供するAIプロダクト事業とAIプロダクト事業で培った技術や知見を活用し、顧客のDX推進等の課題解決をトータルに支援するAI開発・コンサルティングをおこなう、AIソリューション事業を行っております。

AIプロダクト事業については、比較的規模の大きいコールセンター向けにVoice ContactやTerryの導入が進みました。また、Voice Contactに生成AIを組み合わせて業務自動化や業務改善につながる機能開発も実施しております。また、FAST-Dにおいては、インフラの設備監視領域での取組みを開始しております。

AIソリューション事業については、AIプロダクト開発・提供を行う中で培ってきた、AI活用の知見と、データ分析手法を強みとして、顧客の課題に合わせたAI開発やコンサルティングを提供しております。当第1四半期累計期間は主にDXを中心とした前期からの継続案件を実施しております。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は186,507千円、営業損失8,156千円、経常損失8,261千円、四半期純損失3,622千円となりました。

なお、当社は『A I ×音』サイエンス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略していません。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、当社が定める経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間においては、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は591千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間においては、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期累計期間においては、当社の資本の財源及び資金の流動性に係る情報について重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,000
A種優先株式	1,790
B種優先株式	2,470
C種優先株式	2,000
計	17,260

- (注) 1. A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2024年6月29日付で全ての優先株式を自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2024年6月29日付で当該優先株式を消却しております。なお、当社は、2024年7月12日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2024年6月14日開催の取締役会決議により、2024年7月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は6,982,740株増加し、普通株式7,000,000株となっております。
3. 2024年7月12日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年9月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,101	3,758,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	178	—	—	—
B種優先株式	375	—	—	—
C種優先株式	225	—	—	—
計	1,879	3,758,000	—	—

- (注) 1. A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2024年6月29日付で全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2024年6月14日開催の取締役会決議により、2024年6月29日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。
2. 2024年6月14日開催の取締役会決議により、2024年7月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,756,121株増加し、3,758,000株となっております。
3. 2024年7月12日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 優先株式の内容は次のとおりです。

##### (剰余金の配当)

1. 当社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、A種優先株式1株につき391,000円（以下「A種払込金額」という。）に配当年率5%を乗じた額に相当する金額（但し、A種優先株式につ

- き、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。)の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。
2. 当社は、剰余金の配当をするときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、B種優先株式1株につき1,564,000円(以下「B種払込金額」という。)に配当年率5%を乗じた額に相当する金額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。)の配当金(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。
  3. 当社は、剰余金の配当をするときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)及びB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)と同順位で、それぞれの事業年度ごとに、C種優先株式1株につき4,000,000円(以下「C種払込金額」という。)に配当年率5%を乗じた額に相当する金額(但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。)の配当金(以下「C種優先配当金」という。)を支払う。
  4. ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額が、A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
  5. A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の支払順位は同順位とする。ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の総額が、A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の総額に達しないときは、それぞれに対する配当金の額は、A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の額に応じて按分して定める。
  6. 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先配当金を超えて、また、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先配当金を超えて、並びに、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してC種優先配当金を超えて、剰余金の配当を行わない。

#### (残余財産の分配)

1. 当社は、残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種払込金額の1.5倍に相当する額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、A種払込金額は適切に調節される。以下「A種優先残余財産分配額」という。)を分配する。
2. 当社は、残余財産の分配をするときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種払込金額に相当する額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、B種払込金額は適切に調節される。以下「B種優先残余財産分配額」という。)を分配する。
3. 当社は、残余財産の分配をするときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者と同順位で、C種優先株式1株につきC種払込金額に相当する額(但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、C種払込金額は適切に調節される。以下「C種優先残余財産分配額」という。)を分配する。
4. A種優先残余財産分配額、B種優先残余財産分配額及びC種優先残余財産分配額の支払順位は同順位とする。残余財産の分配時において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の総額が、A種優先残余財産分配額、B種優先残余財産分配額及びC種優先残余財産分配額の総額に達しないときは、それぞれに対する残余財産の分配額は、A種優先残余財産分配額、B種優先残余財産分配額及びC種優先残余財産分配額の額に応じて按分して定める。
5. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額が、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額が、それぞれ分配された後、普通株主又は普



通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者は、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(取得請求権)

1. A種優先株主は、いつでも当社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

① 取得と引換えに交付する普通株式の数

(a) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求をしたA種優先株式のA種払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

但し、A種優先株式のA種払込金額は、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。

(b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

② 当初取得価額

取得価額は、当初391,000円とする。

③ 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、以下の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降これを適用する。

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得による場合又は普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

なお、上記算式における「発行済普通株式の数」とは、その時点の発行済普通株式の数を指す。但し、本(iii)による取得価額の調整は、すべてのA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって(x)普通株式1株の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を交

付する場合（無償割当ての場合を含む。）又は(y)普通株式1株の交付を請求できる新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権又はその他の証券若しくは権利の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(iv)において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、交付される株式、新株予約権又はその他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して算出される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)による取得価額の調整は、当社（当社が子会社を設立した場合には子会社を含む。）の役職員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、かかる新株予約権の目的となる普通株式の合計数は、ストック・オプションとして新株予約権を付与する時点において、当該新株予約権の行使により発行される普通株式の総数及びすでにストック・オプションとして付与されている新株予約権の目的となる普通株式数の合計が、すでにストック・オプションとして付与されている新株予約権及びストック・オプションとして付与する予定の新株予約権の全てが行使され、また発行済みの種類株式がすべて普通株式に転換されたと仮定した場合における発行済みの普通株式総数の10%相当を上限とするが、株主総会の承認で新たな上限が設定された場合にはこれに従う。）には適用されないものとし、また、本(iv)による取得価額の調整は、全てのA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
2. B種優先株主は、いつでも当社に対して、B種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株主に対して交付される普通株式の数の算出にあたっては、前項の規定を準用する（但し、「A種優先株式」、「A種優先株主」「A種払込金額」はそれぞれ「B種優先株式」、「B種優先株主」、「B種払込金額」と読み替え、「取得価額」は当初1,564,000円として計算する。）。
3. C種優先株主は、いつでも当社に対して、C種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はC種優先株主が取得請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株主に対して交付される普通株式の数の算出にあたっては、前項の規定を準用する（但し、「A種優先株式」、「A種優先株主」

「A種払込金額」はそれぞれ「C種優先株式」、「C種優先株主」、「C種払込金額」と読み替え、「取得価額」は当初4,000,000円として計算する。)

(取得条項)

当社が国内外の国際的に認知された金融商品取引所に対し株式公開するべき旨を取締役会の決議により決定し、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当社は、当社の取締役会の決議によって別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のA種払込金額、B種払込金額及びC種払込金額(但し、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。)をその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を、各A種優先株主、各B種優先株主及び各C種優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従ってこれを取扱う。

(議決権)

A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会においてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(種類株主総会の決議事項)

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為、第199条第4項に掲げる行為、並びに第238条第4項に掲げる行為をする場合においては、A種優先株主を構成員とする種類株主総会、B種優先株主を構成員とする種類株主総会及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、第322条第1項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。

(株主の併合又は分割、募集株式の割当て等)

1. 当社は、株式の分割又は併合をするときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれをするものとする。
2. 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合にに応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
3. 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合にに応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当て又はA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の株式無償割当て又はB種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の株式無償割当て又はC種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

(合併、株式交換又は株式移転の場合の措置)

1. 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につきA種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産(以下「割当株式等」という。)が割当てられるようにする。
2. 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先株式1株につきB種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の割当株式等が割当てられるようにする。
3. 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者と同順位で、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先株式1株につきC種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産(以下「割当株式等」という。)が割当てられるようにする。
4. A種優先株式及びB種優先株主に対して存続会社、新設会社又は完全親会社の割当株式等が割り当てられる順位は同順位とする。割当株式等の割当時において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権

者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して割り当てた割当株式等の総額が、A種優先残余財産分配額、B種優先残余財産分配額及びC種優先残余財産分配額の総額に達しないときは、それぞれに対する割当株式等の割当ては、A種優先残余財産分配額、B種優先残余財産分配額及びC種優先残余財産分配額の額に応じて按分して定める。

5. A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が、それぞれ割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者は、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年1月1日～ 2024年3月31日	—	普通株式 1,101 A種優先株式 178 B種優先株式 375 C種優先株式 225	—	90,000	—	974,698

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,101 A種優先株式 178 B種優先株式 375 C種優先株式 225	普通株式 1,101 A種優先株式 178 B種優先株式 375 C種優先株式 225	「1 (1) ② 発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,879	—	—
総株主の議決権	—	1,879	—

- (注) 1. A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2024年6月29日付で全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2024年6月14日開催の取締役会決議により、2024年6月29日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。
2. 2024年6月14日開催の取締役会決議により、2024年7月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,756,121株増加し、3,758,000株となっております。
3. 2024年7月12日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 上記に伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式3,758,000株、議決権の数は37,580個、発行済株式総数の株式数は普通株式3,758,000株、総株主の議決権の数は37,580個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,306,702	1,337,314
売掛金及び契約資産	164,561	141,977
仕掛品	—	106
その他	17,846	13,239
流動資産合計	1,489,110	1,492,636
固定資産		
有形固定資産	5,068	4,310
無形固定資産	98	35
投資その他の資産	34,830	40,938
固定資産合計	39,997	45,284
資産合計	1,529,107	1,537,920
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,182	39,166
1年内返済予定の長期借入金	6,000	6,000
未払金	27,117	22,848
未払費用	40,581	38,028
未払法人税等	3,499	874
アフターコスト引当金	160	204
その他	29,997	29,350
流動負債合計	122,538	136,473
固定負債		
長期借入金	38,000	36,500
固定負債合計	38,000	36,500
負債合計	160,538	172,973
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	974,698	974,698
利益剰余金	303,791	300,169
株主資本合計	1,368,489	1,364,867
新株予約権	80	80
純資産合計	1,368,569	1,364,947
負債純資産合計	1,529,107	1,537,920

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
売上高	186,507
売上原価	108,808
売上総利益	77,698
販売費及び一般管理費	85,855
営業損失(△)	△8,156
営業外収益	
受取利息	6
助成金収入	159
その他	19
営業外収益合計	185
営業外費用	
支払利息	159
上場関連費用	130
営業外費用合計	289
経常損失(△)	△8,261
特別損失	
事務所移転費用	625
特別損失合計	625
税引前四半期純損失(△)	△8,886
法人税、住民税及び事業税	875
法人税等調整額	△6,139
法人税等合計	△5,264
四半期純損失(△)	△3,622



【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
減価償却費	820千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

当社の事業セグメントは、「AI×音」サイエンス事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
AIソリューション	72,750
AIプロダクト	113,757
顧客との契約から生じる収益	186,507
外部顧客への売上高	186,507

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△1円65銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△3,622
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△3,622
普通株式の期中平均株式数(株)	2,202,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場株式であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2024年7月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象の注記)

(優先株式の取得及び償却)

A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2024年6月29日付で全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2024年6月14日開催の取締役会決議により、2024年6月29日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2024年7月12日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

- 取得及び償却した株式数  
A種優先株式 178株  
B種優先株式 375株  
C種優先株式 225株
- 交換により交付した普通株式数 778株
- 交換後の発行済普通株式数 1,879株

(株式分割、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用)

1 株式分割

当社は、2024年6月14日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月12日付で株式分割を行っております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

## (2) 株式分割の概要

### ① 分割の方法

2024年7月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2,000株の割合をもって分割しております。

### ② 分割により増加した株式数

#### 普通株式

株式分割前の発行済株式総数	1,879 株
今回の分割により増加する株式数	3,756,121 株
株式分割後の発行済株式総数	3,758,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	7,000,000 株

### ③ 株式分割の日程

基準日公告日	2024年6月21日
基準日	2024年7月12日
効力発生日	2024年7月12日

### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映させております。

## 2 発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用

当社は、2024年7月12日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

### (1) 発行可能株式総数の変更

17,260株から6,982,740株増加し、当社の発行可能株式総数は7,000,000株となります。

### (2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年9月13日

H m c o m m 株 式 会 社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 幸 毅  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているH m c o m m株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、H m c o m m株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的  
手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において  
一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に  
比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に  
関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期  
財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の  
作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか  
結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期  
レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な  
不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対し  
て限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期  
レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は  
継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる  
四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかと  
ともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期  
財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が  
認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、  
四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に  
関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる  
事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な  
水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害  
関係はない。

以 上